

令和元年度小牧市人・農地プラン検討会会議録

- 1 開催日時 令和2年2月25日(火)
午後2時00分から午後2時30分まで
- 2 開催場所 小牧市役所 東庁舎1階 会議室1-1
- 3 出席者 11名
【委員】
小林委員(会長)、稲垣委員(副会長)、川橋委員、堀尾委員、宮田委員、
長谷川委員、祖父江委員、中野委員、石田委員、水谷氏(岩田委員の代理)、
伊藤委員

【事務局】 4名
小牧市地域活性化営業部農政課 余語課長、農地係 藤田係長、
農業振興係 白木係長、川本

【関係者】 3名
尾張中央農業協同組合農業振興部 毛利部長、営農生活部 友松部長、
農業振興部営農企画課 松山課長、
- 4 欠席者 1名
江本委員
- 5 配布資料
 - ・令和元年度小牧市人・農地プラン検討会 次第
 - ・資料1 人・農地プラン(概要及び実質化)
 - ・資料2 農地中間管理事業が変わります
 - ・資料3 令和元年度小牧市人・農地プラン座談会での主な意見
 - ・資料4 (案)小牧市人・農地プラン(東部地区)(西部地区)

【司 会】

ただいまから、令和元年度小牧市人・農地プラン検討会を開会します。
はじめに、会長である地域活性化営業部長小林委員よりあいさつをいたします。

【会 長】

皆さんこんにちは。本日はご多忙の中ご出席賜り、ありがとうございます。

現在、日本は新型コロナウイルスが喫緊の課題となっております。幸い、小牧市では発症例が無い状況ですが、この人・農地プランは毎年度プランを更新するものでして、このような状況ですが、どうしてもこの時期に開催しなければならないことを、まずもってご理解いただきたいと思います。

さて、「人・農地プラン検討会」は、今回が7回目の開催となります。プランについて、果樹栽培中心の東部地区と、稲作中心の西部地区で、昨年11月にそれぞれの地区で座談会を開催し、意見を伺ったところです。

本日の検討会は、座談会の意見を踏まえ、プランの更新について検討いただくものであり、慎重にご審議いただくことをお願いし、挨拶とさせていただきます。

【司 会】

それでは、議題に移ります。

小牧市人・農地プラン検討会条例第5条において、「会長は、会務を総理し、検討会を代表する」ことが規定されていますので、本会議の議長を、会長に依頼します。

【会 長】

本日の会議は、委員12名に対して11名出席でありますので、過半数に達しており、成立しています。傍聴者はありません。

それでは、議事に入ります。

第1号議案「小牧市人・農地プラン更新について」、事務局より説明を求めます。

【事務局】

第1号議案「小牧市人・農地プラン更新について」、ご説明させていただきます。

私は、小牧市地域活性化営業部農政課 白木と申します。

お手元の資料1から資料4をご覧ください。

資料1、2は、昨年11月に実施した「小牧市人・農地プラン座談会」において、出席者へ配布した資料です。

座談会については、これまでの人・農地プランの概要とプランを作成する手順について説明させていただき、地域内の農業者に対してアンケートを実施する必要があること、集落・地域において話し合い（座談会）を実施すること、市町村において検討会を開催し、プランを公表することを説明しました。

その後、資料1を用いて、人・農地プランの実質化についての説明を行いました。

「人・農地プランの実質化」につきましては、後ほど別に説明させていただきます。

座談会では資料2を配布し、「農地中間管理事業が変わります」というパンフレットを基に、農地中間管理事業の概要、農地の出し手及び受け手のそれぞれの手続き及びメリットを説明いたしました。また、手続きが簡素化されるなど改正した点も合わせて紹介させていただきました。

座談会については、昨年11月に開催させていただきました、意見等をまとめたものが資料3となります。

11月25日(月)JA尾張中央本店において、東部地区を対象に実施、11月26日(火)JA尾張中央小牧支店において、西部地区を対象に実施しました。

出席者については資料3に記載のとおりです。

座談会で出た意見として、東部地区は2点です。「農地の出し手として、出した農地をどのように使っていくのかがわかる資料があればいい。」「小牧市の農地中間管理機構の活用方針、『この地区の農地をこういう形にまとめていく』という集約・集積のビジョンをしっかりと持ってほしい。」という意見をいただきました。

西部地区では、意見として、「新規で就農することはなかなか大変であるので、サポートできるような体制があるとよい。」「ネット社会であるので様々な情報発信もできることから、小牧市内だけでなく、もっと幅広く担い手を募集し、広域で考えていくことも必要ではないか。」との意見をいただきました。

この座談会での意見を踏まえ、今回の検討会にお示しするのが、資料4です。

この様式について、令和2年度以降実質化の手続きが進みますと大きく変わる予定ですが、今年度は昨年度とほぼ同じ様式で進めさせていただきます。

まず、資料4の1ページをご覧ください。

東部地区の人・農地プランについて、「1 地域の人と農地の現状」については、果樹生産が盛んである点と、耕作面積拡大による問題点を挙げております。「近い将来農地の出し手となる者と農地」については、該当がありません。

「2 今後の地域の中心となる経営体」については、小牧市の認定農業者及び認定新規就農者を掲載しています。令和元年度に認定新規就農者の■■■■■■氏の期間が満了し、ここでの経営体には該当しなくなったことから、現在は17経営体を位置づけています。内訳は、桃、ぶどう等の果樹9、稲作6、いちご、トマト等の施設野菜1、養鶏1です。

経営体の氏名は、窓口及びホームページでの公表の際にはアルファベット表記とし、個人名は公表されません。

そのため、資料4については、個人情報保護のため、本会議終了後に回収させていただきますのでよろしくお願いいたします。

裏面2ページ(下段)、「3 中心経営体の確保状況」については、『中心経営体はいるが十分ではない』として、今後5～10年後の農業経営を担う新たな担い手の確保が

必要と考えています。

3 ページになります。「4 将来の農地利用の在り方」は、東部地区にもある程度まとまった水田地域があることから、新たに「担い手に集積・集約化する」及び「担い手の分散錯圃（さくほ）を解消する」の取組事項を追加して、これまでの新規参入の促進と耕作放棄地解消と合わせて挙げ、『農地利用集積円滑化事業は農地中間管理事業に統合一体化されることから、農地中間管理事業への円滑な移行と活用を視野に入れ、農地集積や耕作放棄地解消を目指す』という部分を追加し、『また、農地集積が難しい地域ではあるが、新規就農者や担い手が増加した場合には、農地利用集積を促進し、耕作放棄地解消に取り組む』としています。

「5 農地中間管理機構の活用方針」については、先ほどの内容を踏まえ、その他として、『新規就農者や担い手が増加した場合には、農地集積の促進を促すため、県や農協とともに連携を図るが、農地中間管理機構活用の要望があれば検討していく』という記載から、『新規就農者や担い手が増加した場合には、農地集積の促進を促すため、県や農協とともに連携を図るが、農地中間管理事業を活用していく』といたしました。

「6 今後の地域農業の在り方」について、モモ栽培サポーター養成講座を利用した新規就農の促進や、担い手の確保に重点を置いた話し合いを進めるとともに、新しい品種を導入するなどの高付加価値化の促進や果樹をはじめ、さまざまな品目の6次産業化の促進も実施する。将来、新規就農者や、担い手が増加した場合には、農地集積の促進を促すため、県や農協とともに連携を図りながら、地域農業の振興を目指す」といたしました。

4 ページになります。別紙として「近い将来農地の出し手となる者の農地」を記載する欄がありますが、現在該当がありません。

続きまして、西部地区の人・農地プランについてご説明します。

5 ページからになります。

「1 地域の人と農地の現状」は、水稻中心の農家が多い点と、東部地区に比べて農地集積の促進が進めやすいが、農地の出し手の同意を得ることが難しい地区である点を挙げております。「近い将来農地の出し手となる者と農地」については、該当者はありません。

「2 今後の地域の中心となる経営体」については、8経営体を位置づけています。その内訳は、稲作5、養鶏1、養豚1、施設野菜1です。

6 ページになります。中段、「3 中心経営体の確保状況」については、東部地区と同様に、『中心経営体はいるが十分ではない』とし、今後5～10年後の農業経営を担う新たな担い手の確保が必要と考えています。

「4 将来の農地利用の在り方」は、担い手への集積・集約化、担い手の分散錯圃（さくほ）解消、耕作放棄地解消を挙げ、内容について修正を加え、『農地利用集積円滑化事業は農地中間管理事業に統合一体化されることから、農地中間管理事業への円滑な移行と活用を視野に入れ、農地集積や耕作放棄地解消を目指す』としました。これは、東

部地区と同様に今後、利用権設定が農地中間管理事業に一本化されることから、農地利用集積円滑化事業から農地中間管理事業による農地集積に移行していく流れを示しています。これに伴って、本市の人・農地プランにおいても、農地中間管理機構の活用を推進していく必要があり、文言を修正したところです。

「5 農地中間管理機構の活用方針」については、先ほどの内容を踏まえ、『当地区は、農地利用集積円滑化事業によって農地流動化は十分に行われているが、農地中間管理事業を活用していく』と農地中間管理事業の活用について一部修正しています。

7ページをご覧ください。「6 今後の地域農業の在り方」について、『農地の出し手の同意を得ることが難しい地区であるため、農業者や県、農協と連携を図りながら、慎重に話し合いを進め、農地集積に取り組んでいく。高齢化による担い手の確保や、新規就農の促進も同時に行う必要があるため、農地集積と同様に進めていき、農協と連携を図りながら、地域農業の振興を目指す』としています。

8ページ、別紙「近い将来農地の出し手となる者の農地」は、現在該当がありません。第1号議案の説明は以上です。

【会 長】

説明は以上であります。ご意見、ご質問がありましたら、発言をお願いします。

【委員1】

資料6ページに担い手の集積・集約化との記載があるが、担い手、経営体は何人か。8経営体だけか。

【事務局1】

人・農地プランに位置づけされている担い手につきましては、東部地区、西部地区それぞれの資料に記載されている経営体ということになります。

【委員1】

経営体とは、何人かで運営していくというやり方ではいけないのか。グループとか、もし今受けている誰かができなくなった際にそれをカバーできるような体制がしっかりできているか。

【事務局1】

現状は、こちらに挙げさせていただいている経営体になります。

【委員1】

将来のために、経営体として何人か挙げていかないといけないのではないか。次の経営体の方に受け継ぐという形にしておかないと。そのためのどういった体制づくりにな

っているかということを確認したい。

【事務局1】

経営体の数は十分ではないので、説明にもありましたが、今後認定農業者や認定新規就農者といった担い手を育成・確保できるように進めていきたいと考えています。

【委員1】

担い手もなかなか難しいと思うが、何かあった時にカバーできる体制にしていきたいと思いますと思う。

【事務局2】

貴重なご意見をありがとうございます。

例えば東部地区は17の経営体があります。これらの経営体は、認定農業者の方です。これらの経営体が今後どうなっていくかはわかりません。Aさん、Bさんが1つの農業生産法人を作ってやるケースもあります。将来はわかりません。今のところ、東部地区は17経営体で進めていきます。

このところ稲作等で少し、経営体で手を挙げて増えたところもあります。今後、県・農協とも連携して、農業経営改善計画を作って、経営体になります。これで1つ経営体が増えるということになります。

そういったところを目指してこのプランを作っていますので、ご理解いただきたいと思います。

【委員1】

経営体は世襲されていくのか。

【事務局2】

例えば、個人で息子さんや娘さんがやれば、引き継ぐこともあります。

新たな法人になれば、大きくなるので経営体は10年、20年引き継いでいけるかと考えます。今の時点ではわかりませんが、将来の後継者をご心配していることも当然であると思います。

【会長】

他によろしいでしょうか。

ご質問もないようですので、第1号議案「小牧市人・農地プラン更新について」、ご異議ございませんか。

【委員】

異議なし

【会 長】

異議なしとのことでありますので、議案については承認されました。

次に、報告事項『人・農地プランの実質化について』につきまして、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

報告事項「人・農地プラン実質化について」の説明をします。

資料1をご覧ください。

実質化のプロセスとして、「1 アンケートの実施」、「2 現況把握」、「3 今後地域の中心となる経営体（中心経営体）への農地の集約化に関する将来方針の作成」となっています。

カラーの資料をご覧ください。

ステップ1の「地域の人・農地の現況・将来についての聞き取り」で、アンケートを行い、年齢や後継者の有無、今後の意向等を確認し、地域の現況を把握します。

次にステップ2の「把握した意向の集約」で、アンケートで把握した情報を地図化して、話し合いのための資料とします。

ステップ3の「話し合い活動の実施」で、地図化したデータを基にそれぞれの地区（集落）において話し合いを行い、意見交換をしながら地域の将来像を決めていきます。

ステップ4の「地域農業のこれからについての将来方針を決定」で、話し合いを基に将来方針を正式決定し、プランの区域や状況等を公表します。

最後に、ステップ5が『人・農地プラン』の実行」となり、最終的には作成したプランに基づき、それを実行していくこととなります。

これが大まかな実質化の流れです。

集落の区割については、農協とも協議して現在のプランの区域を東部4集落、西部4集落に細分化し、業務を進めていく予定です。

これらのプロセスに基づき、令和2年度から手続きを進めてまいります。

【会 長】

説明は以上であります。ご意見、ご質問がありましたら、発言をお願いします。

【委員2】

アンケートを取られるということですが、農地を持っている方すべての方に取られるということですか。

【事務局1】

農業委員会の52調査と合わせての調査を予定しています。該当する地域の農地を予定しています。

【委員 2】

すべてというわけではなく、抽出して行うということでしょうか。

【事務局 1】

市街化区域も調整区域も入っていますので、全部対象になります。

【会 長】

件数はどれくらいか。

【事務局 3】

4,000人弱になるかと思えます。

対象となるのは、ある程度の面積の農地をお持ちの方で、100㎡とかそういう小さな農地のみの方は対象外です。

【委員 3】

我々の地区は、農協に委託している。農協の委託が有料化になると聞いたがどのようなものか。

【委員 4（農協）】

全面委託や作業委託で有料化という話は、小牧市ではないが他では出ているところもある。どうしても畦畔部分の除草や水の問題などがある。そういう部分について、有料でという話がある。小牧市については、これから地元での座談会でどのように農地の将来を考えていくか話し合うことになる。

【委員 3】

そのあたりの関係と、このプランとの関係も出てきますね。

【委員 4】

出てきます。

【会 長】

他はよろしいでしょうか。無いようですので、報告事項は終わります。
その他 につきまして、事務局より説明を求めます。

【事務局 4】

その他については、特にありません。

【会 長】

これをもちまして、議長の任を終え、進行を事務局に返します。ご協力ありがとうございました。

【司 会】

以上で、令和元年度小牧市人・農地プラン検討会を閉会いたします。

なお、本日配布しました資料4は、個人情報となりますので回収いたします。机の上に置いたままお帰りください。

お帰りの際は交通安全等に十分注意してください。また、新型コロナウイルスにも十分注意してください。

本日はありがとうございました。